

明 教 委 総 第 9 号

2019年(平成31年)4月22日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様
同 星 川 啓 明 様
同 久 枝 陽 一 様
同 林 健 太 様

明石市教育長 清 重 隆 信

教育委員会行政監査の結果に対する措置について（通知）

2019年（平成31年）3月22日付け明監第139号で提出のあった教育委員会行政監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成31年3月22日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 市立明石商業高等学校における準公金の取扱いについて

本市では、平成26年度から「準公金の取扱いについて」をテーマに定期監査にあわせて行政監査を行っているところである。

この間、教育委員会においては、平成28年度に「明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル」(以下「取扱マニュアル」という。)を策定された。

取扱マニュアルにおいて、印鑑と預貯金通帳とは別々に保管すること、出納簿は各学期末に校長までの検認を行うこと、出納簿に記載された金額と領収書及び通帳に記帳された金額とを一致させること等が定められている。

教育委員会所管の学校における準公金の事務処理については、これまで口頭での指摘事例はあるものの年々改善しつつあった。しかしながら今年度の行政監査において、市立明石商業高等学校で、

- (1) 通帳と印鑑とを別々の場所で保管していないもの
- (2) 出納簿が検認されていないもの
- (3) 支出先から直接領収書を徴していないもの
- (4) 領収書と支出金額とが一致しないもの

など、取扱マニュアルに基づく現金等の管理や出納事務が行われて

いない事例があった。このほかにも支出の内訳がわかる請求書等がないまま支払いをしているもの、概算払いの精算を行っていないものなど極めて不適切な事例が多数見受けられた。

市民にとって公金か準公金かの違いはないことから、準公金を取り扱う際には公金と同様に適正に取り扱わなければならない。

仮に問題事案が発生した場合、担当教職員はもとより教育委員会の管理責任が問われ、信用を失墜することにもなる。教育委員会におかれては、事務の透明性を確保し準公金の適正な管理を図るため、各学校長及び教職員への指導を徹底されたい。

(講じた措置)

市立明石商業高等学校における準公金の取扱いにつきましても、管理職から教員へ指導していたものの、事務処理を担当教員に任せていたこともあり、ご指摘のような不適切事例がございました。

今回の指摘を受け、出納簿、支出金額及び領収書の検認・精査を行うとともに、通帳と印鑑を別々の場所で保管するように措置いたしました。

さらに、管理職から準公金の取扱いを適正に行うよう改めて教員に指導するとともに、直ちに「明石市立明石商業高等学校準公金取扱マニュアル」を作成し、担当教員に配付して周知徹底を図り、準公金の取扱いに対する認識を高めました。

今後は、すべての書類を管理職が検認し、準公金の適正な管理に努めてまいります。